

令和 5 年 度

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

由 利 本 荘 市 監 査 委 員

由本監査第16号

令和6年8月26日

由利本荘市長 湊 貴 信 様

由利本荘市監査委員 鈴木 祐 悦

由利本荘市監査委員 高 橋 真理子

由利本荘市監査委員 三 浦 秀 雄

令和5年度財政健全化審査意見書並びに
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和 5 年度 財政健全化審査意見

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 2 6 日 ～ 令和 6 年 8 月 2 6 日

3 審査の概要

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、法令の規定に従い適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は下表のとおりであり、全ての比率において早期健全化基準を下回っている。

引き続き将来負担の抑制に努め、持続可能な財政基盤の構築に向け取り組まれない。

◎健全化判断比率の状況

(単位：%)

	区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	早期健全化基準
①	実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.88
②	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	16.88
③	実 質 公 債 費 比 率	12.0	11.4	10.7	25.0
④	将 来 負 担 比 率	105.3	108.8	93.4	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合、比率は算出されないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率[一般会計等を対象とした実質赤字額／標準財政規模]

一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字額はマイナスとなり、実質赤字比率としては算出されていない。

② 連結実質赤字比率[全会計を対象とした連結実質赤字額／標準財政規模]

対象会計の連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字額はマイナスとなり、連結実質赤字比率としては算出されていない。

③ 実質公債費比率[一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金／標準財政規模を基本とする額]

過去 3 カ年の平均で表す実質公債費比率は、前年度に比べ 0.6 ポイント上昇し、12.0%となったが、早期健全化基準である 25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率[一般会計等が将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模を基本とする額]

将来負担比率は 105.3%となり、前年度に比べ 3.5 ポイント減少し、早期健全化基準である 350.0%を下回っている。

令和 5 年度 経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 2 6 日 ～ 令和 6 年 8 月 2 6 日

3 審査の概要

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は、法令の規定に従い適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

各会計の資金不足比率の状況は下表のとおりである。

◎資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
ガ ス 事 業 会 計	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
スキー場運営特別会計	—	—	—	
一番堰まちづくり事業特別会計			—	

※ 資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額を事業規模(営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いたもの)と比較したもの。資金不足が生じていない場合、資金不足比率は算出されないため「—」と表示している。

※ 一番堰まちづくり事業特別会計は令和 3 年度で廃止。

(2) 個別意見

資金不足比率の対象となる全ての会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努め、安定した経営基盤の構築に向け取り組まれない。

※ 各比率の対象となる会計等の範囲は、3 頁に記載。

対 象 会 計 等 の 範 囲

一般会計等	一 般 会 計		診療所運営特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する 特別会計	情報センター特別会計					
		奨学資金特別会計					
公営事業会計	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率			
			ガス事業会計				
			下水道事業特別会計				
	企業非適用	スキー場運営特別会計					
		一番堰まちづくり事業特別会計					
	その他の会計 ※3	国民健康保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護サービス事業特別会計					
	一部事務組合 ※1						
損失補償をしている法人等 ※2							

※1 ・秋田県市町村総合事務組合
・秋田県市町村会館管理組合
・秋田県後期高齢者医療広域連合
・本荘由利広域市町村圏組合

※2 ・株式会社 鳥海高原ユースパーク

※3 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計